

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成 24 年 6 月 27 日 (水) 13 時 30 分～16 時 30 分
■場 所	小田急仙台ビル 3 階 会議室 4
■出席委員	持田委員, 風間(基)委員, 風間(聰)委員, 永幡委員, 西田委員 三上委員, 溝田委員, 安井委員, 山田委員, 横山委員
■欠席委員	清和委員, 武山委員, 松八重委員, 山崎委員, 山本委員
■事務局	小林環境局次長兼環境部長, 川股環境都市推進課長, 川辺参事兼環境企画課長, 早坂環境対策課長, (環境都市推進課環境調整係)
■その他関係者	遠藤百年の杜推進課長, 鈴木百年の杜推進課緑地保全係長, 早坂公園課施設管理係長
■事業者 1	(仮称) 仙台駅東口開発計画 事業者
■事業者 2	(仮称) 仙台市荒井南土地区画整理事業 事業者
■事業者 3	(仮称) 仙台市荒井西土地区画整理事業 事業者
■事業者 4	仙台市新墓園建設事業(第 2 期) 事業者
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <p>・審査会成立報告</p>
事務局	<p>【次第 2 資料確認】</p> <p>・資料確認</p> <p>・次第 4 報告 仙台市新墓園建設事業(第 2 期) に係る環境影響評価事後調査報告書(第 1 回) 案について、希少な動植物の生態に関する情報が含まれているため、公開・非公開についての審議もお願いする。</p>
持田会長	<p>【次第 3 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p>→ (各委員了承)</p> <p>事務局から、次第 4 報告は非公開としたいと提案があった。非公開としてよろしいか。</p> <p>→ (各委員了承)</p> <p>《署名委員の確認》</p> <p>議事録署名 横山委員に依頼</p> <p>→ (横山委員了承)</p>
持田会長	<p>【次第 3 審議 1】</p> <p>それでは審議に入る。</p> <p>「(仮称) 仙台駅東口開発計画環境影響評価準備書」に関する第 2 回目の審</p>

	<p>議となる。前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針を伺った上でさらに審議を重ねる。次回は答申案の審議を行う予定である。</p> <p>準備書に対する意見書の提出状況について報告する。(仮称)仙台駅東口開発計画準備書は平成24年4月18日から1ヶ月間縦覧に供し、5月31日までは意見書の提出期間であった。意見書の提出はなかったと事業者から報告があった。</p> <p>前回審査会以降の指摘事項と対応方針については事業者から説明する。</p> <p>(資料1-1, 資料1-2, 資料1-3, 資料1-4について説明)</p> <p>ただいまの説明について委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いする。</p> <p>資料1-1の1頁で、東西自由通路は用途が明確でないので対象外で、そのほかの商業施設、ホテル棟についてはBランクとある。Bというのは、やや劣るという意味である。クオリティ(Q:品質・性能にかかる要素)やロード(L:環境負荷にかかる要素)といろいろ項目があるが、一体どの部分が、Bになてしまう主なる原因なのか。</p> <p>実際はまだ、完全に概略評価が終わっていない。今のところは概々略というような評価をしている。先ほども説明したとおり、敷地内の環境に著しく劣る部分があり、植栽等の部分が全く評価出来ないというわけではないが、だめだということで。</p> <p>Bが出てくるためには六角形のレーダーチャートが出来ていると思うが、それはどうなっているのか。</p> <p>まだ決まっていない部分は、普通というような形でしか採点できないので、全体的に低めに出ているような感覚ではある。</p> <p>仮想閉空間の中の、屋外環境の中の温熱環境に係わる部分を作ったのは私だが、線路が含まれるような敷地の状況は想定していなかったので、申しわけないと思う。今の話で、オフィスとかホテルとか商業施設それぞれの敷地はどのように定義しているのか。例えばオフィス棟はAを目指すといった時の、オフィス棟の敷地というのはどこか。そして線路が入るのは何棟の敷地になるのか。</p> <p>商業棟・ホテル棟・自由通路は一つの建物という認識で、その部分に関しては線路敷まで入れている。</p> <p>そうすると、線路敷は緑化してくださいというわけにもいかないと思うので、仕方がないと思う。先ほど安井委員が言われたように、レーダーチャートでその部分が低くなるのは仕方がないとして、では、そこを抜いたらA程度になるのか。駅特有の難しい部分については目をつぶるという話になれば、それ以外のところでは、それなりのクオリティが担保されるのか。駅だから仕方がないと言われるのは良くない。あと、敷地の定義をもう少し考え直す</p>
事務局	
事業者1 持田会長 安井委員	
事業者1 安井委員	
事業者1 持田会長	
事業者1 持田会長	

	ことはできると思う。要するに CASBEE で評価るのは、他の建物と比べてこの建物のクオリティがどうかということなので、他の建物にない線路を入れたときに評価が低くなるのは仕方がないと思う。だから普通のオフィスビルと同様の仮想閉空間の設定が出来れば、他と比べてこの建物はどうかということはわかる。だから、もう少し具体論で、各項目を議論するということになるかと思う。
事業者 1	了解した。室内環境、サービス性能、あとは LRI、エネルギー等の項目ごとに試算を行う。それがどのくらいのレベルになるかということについて持ち帰り、検討する。
安井委員	敷地一つだけで評価しているわけではない。線路という敷地がだめなのだと思うが、クオリティとロードと、他にもいろいろと項目があり、建物自体を良くすれば、評価が上がっていくとか、一つだけの評価にはならないようになっている。B-という評価が出ているので、CASBEE 簡易版評価結果というのが多分お手元にはあるのだろうが、こちらには提出されていない。
事業者 1	簡易評価といつても、まだ提示できるような中身ではないので提出していない。
安井委員	でも、B-でも何でも、何か入れないと出てこないはずなので、何かは入れたのではないか。
事業者 1	入れた。
持田会長	B-という目標を掲げるというのは、例えば「私は今学期、勉強を頑張って算数で 2 を取ります」という感じである。そういう目標は普通、目標とは言わない。だから、もう少し個別の項目に踏み込んでも良いと思う。この項目とこの項目はこうする、とか。B-でいくと言われて「はい、そうです」とはいかない。
	だから先ほど安井委員が言ったように、各項目の点数をそのまま見せ、ここは仕方がないとか、もう少し納得のいく最終的な評価をしてほしい。
	他の駅はどうしているのか。JR の東京駅は大々的に大丸を取り扱い、風を通したりしている。CASBEE をやっていないのか。
事業者 1	CASBEE は 3 件ほど評価を受けているのがあるが、線路の上でないところの単独の敷地での評価が多い。東京駅は一部線路も含んでいるかもしれないが、線路の上は多分、仮想閉空間に入れていない。
持田会長	その辺を参考にしたらどうか。無理に線路を入れなくてもいいと思う。
	B-でいく、というのはやめる、もう少し各論に入って、もう少しきちっと目標設定をすることでおろしいか。
山田委員	資料 1-1 の 12 頁、別紙 7 の、余剰汚泥発生量の計算の中で BOD の残存率の

	設定が 0.015 となっている。これは余剰汚泥から SS への転換率とは違うのではないか。これはどういう設定なのか。
事業者 1 山田委員	JRE 設計、コシミズです。ご指摘の数値は実績値である。 BOD の汚泥の転換率について 0.5 とか 0.3 程度の値を用いて SS 換算するということはあると思うが、0.015 という値はどうなのか。
事業者 1 山田委員	これは活性汚泥法なのか、それとも何か違う方法なのか。 活性汚泥法である。
事業者 1 山田委員	通常の下水処理場で見積もられる余剰汚泥の発生量に比べると 1 衡程少ないので、この残存率 0.015 の設定というのは何を例にしたのか、その確認だけしたい。
事業者 1 山田委員	これはある程度、実績のある値となっている。 それは今、稼働している装置の実績値という意味か。
事業者 1 横山委員	ならば、残存率は実績値で 0.015 を用いたというようなことを示しておいたほうがよい。通常の計算式ではこのような低い値は使っていない。
事業者 1 横山委員	了解した。今までの実績値をここに記載する。 資料 1-4 の緑化計画について。植栽予定植物表のところで、④鉄道事業への影響が少ない樹種という注意書きがあるが、これはどういう意味か。
事業者 1 横山委員	線路の上なので、落葉しないという意味である。落葉するものだと線路敷まで葉が落ちてしまう。そういうことを少し考慮する必要がある、という意味でこのような表現とした。
事業者 1 三上委員	常緑樹が落葉しないということはない。しかもシラカシやユズリハは一定時期にどさっと葉が落ちるので、意味合いがあまり判然としない。ウラジロモミは確かにまとまった時期に葉が落ちるということはないと思うが。シラカシ等は春先に葉が落ちるので影響があると思う。表現を変えた方がよい。
	了解した。
	準備書 1-10 頁、1-28 頁の緑化計画に、緑をつなぐという話が出ているが、これだと分断している感じを受ける。初めに想定した中身だと屋上緑化があって、上から見ると緑のネットワークが出来るのか思っていた。出来ることと出来ないことがあると思うが、例えば現状はこうで、こうしたことによつて繋がったということを、もう少し示すことは出来ないか。もちろんもっと緑化を増やせればそれが良いのだが、せめて現状よりも良く繋がったということを示した方が良い。

事業者 1	<p>了解した。</p> <p>線路を挟んだ西側と東側のつながりを一体的に示している資料はないので、その辺は、こういうことでつながっていると考えているということが分かるよう、別に資料をご提示させていただく。</p>
事業者 1	<p>緑化面積については、今のところ考えられるのはここまでで、これは物理的にもっと増やせと言われても非常に厳しい。面積については今のままということで進めていきたい。</p>
持田会長	<p>資料 1-2 について、いくつか質問したい。</p> <p>まず、8.8-21 頁や 8.8-27 頁に風速変化量というものが出ていているが、Above 5.0m/s や 3.0-5.0m/s などの赤い領域が、例えば 8.8-21 頁の上段の図では、駅の中に出でており、被害が甚大になっているように見える。しかし、これは流入風速を何 m/s にするかで全く変わるものである。このビル風、強風のアセスメントは、16 方位やって、気象データと組み合わせてランクづけを行うが、この夏の風向や冬の風向は、風速を幾つにしていたのか。</p>
事業者 1	<p>10m/s である。</p>
持田会長	<p>ならば風速 10m/s の時の結果だということを示さなければならない。そうすれば風速 20m/s になれば、この倍になると考えることができる。台風が来ればすごく高くなる。また、普段の仙台の平均風速で考えればもっと少なくなる。</p>
事業者 1	<p>このまま見せると、被害が大きくなっていると思われる所以、上空風速で基準化するとか、その風向の平均風速にするとか、もう少し考えたほうが良い。</p>
持田会長	<p>今回は画一的に、全て基準風速 10m/s で行ったので、先生のご指摘のとおりである。</p>
事業者 1	<p>このままだと被害が大きくなったように見える。</p>
持田会長	<p>また、特に夏、東側から来る南東風が今度の計画で遮られ、汐留の高層ビル群で起こっているような話が起きないかという懸念がいくつか私のところに来ている。それに対する答えはどこを見たら良いのか。</p>
事業者 1	<p>8.8-20 頁に、基準風速 10m/s の場合について文章で記載している。弱風になる部分、8.8-22 頁の下段の図の、ペデストリアンデッキのところでは 2m/s を超える部分が出てくる。実際はもっと低くなると思うが、その範囲が狭いということで。</p>
持田会長	<p>わかった。設定風速は大きくすると弱風が目立たず、その代わり強風が目立つ。だからやはり設定風速をどう与えるかをもう少し説明すべきである。</p>
	<p>風の流れや流跡線図を示しているが、風のルートは一応こういう形で東か西に確保されていますというのが、どこかの図に入れられれば良いと思う。</p>

	流跡線図がいくつもあるが、その中にどれか、そういうことがわかる結果はないか。8.8-24頁や8.8-25頁を見たら何か言えるのか。
事業者1	南東から吹く風のルートはある程度確保されているところはある。ただ、もともと濃い青は弱風域にはなるが。一応風のルートは見られます程度のこととは言える。
持田会長	風の道が遮断されていないかと言われているので、東から来た風が多少回り込んでも西側の市街地にちゃんと入ってきてている、ということが確認できるといいと思う。見る角度等を変えたり、流跡線の取り方を変えたりすればもう少し分かりやすくなると思う。
事業者1	それから、先ほど資料1-4で東西自由通路の中の絵があったが、これはこのシミュレーション結果に反映されているのか。
持田会長	反映されていない。
山田委員	了解した。
事業者1	設定風速の考え方と、風の流れがこのように変わるけれども、一般的に風の道と言われているものは確保され、そんなにひどいことにはなっていないと言えるなら、示したほうが良い。
山田委員	流跡図について、今は東口にヨドバシカメラの建物があるが、それがこのシミュレーションでは抜けているように見える。これは良いのか。ヨドバシカメラの建物がないがために、南東からの風がうまく入るようになっているように見える。
事業者1	新しくオープンしたヨドバシカメラの建物は、更地の状態で計算している。
山田委員	実際の状況は少し変わってしまっている。
事業者1	ヨドバシカメラの旧店舗は入っているが、4月下旬にオープンした部分については、更地の状況で行った。
山田委員	ここに、ちょうど風が入っている。
持田会長	これは影響するかもしれない。シミュレーションの準備をしている間に現況が変わったということか。
事業者1	そうだ。現地調査に入り、予測を行っている段階、準備書を出す段階ではまだ更地の状況に近かったので、そのときの状況で対応した。
持田会長	シミュレーションだから、すぐぱっと建物を入れられるのではないかというのも酷な話か。
安井委員	法律的にはどうなっているのか。シミュレーションをやった時にないけれども、出来てしまった場合に、やり直しの指示が出来るのか。
事務局（環境調整係長）	環境影響評価条例の枠組みの中で出来るかどうかということか。

安井委員	そうだ。
事務局（環境調整係長）	強制はできないが、出来る限り現状を反映するように指導をする。
持田会長	<p>これについては、全て行う必要はないと思う。ヨドバシカメラが風上に来るような風向をまず1ケース程度行って、影響の範囲を少し確認したらどうか。16方位全部行って、ビル風のアセスを行うところまでは必要ないと思うが、検討してほしい。</p> <p>では、この件は後で事務局とご相談いただきたい。</p> <p>資料1-3の温室効果ガスの部分は、前回より精緻にいろいろご検討いただいたようだが、水冷式のヒートポンプを使う等の、標準的な原単位より少ないエネルギーで済むような施策を盛り込んだ結果が今回の評価に反映されているのか。単に原単位を用途別に細かく見ていいただけのように見える。</p>
事業者1	JRE設計、コシミズです。
	この計算については、水冷ヒートポンプパッケージ方式で積み上げ、ある程度の機器選定を行っている。それに伴い、相当運転時間を計算した数字である。
持田会長	この資料1-3の数字がそれに当たるのか。
事業者1	そうだ。
持田会長	それはどこに反映しているのか。
事業者1	これは比較表にはなっていない。比較表については、以前の審査会で出した空冷ヒートポンプパッケージと水冷ヒートポンプパッケージのあの表が比較表となっている。
持田会長	例えば資料1-3の8.11-6頁に商業施設や宿泊施設の原単位が出ている。この原単位の中のどこに水冷ヒートポンプを使ったことが反映されているのか。
事業者1	この電力の計算、こういったところ全てに入っている。8.11-5頁の表8.11-7を見ると分かると思う。ここに都市ガス及び電気の使用量を書いているが、水冷ヒートポンプパッケージは一部ガスを使用しているので、そのガスの量だとかをここに反映している。
	空調と換気と、換気も入れさせていただいているが、その数字である。その商業施設と宿泊施設については水冷ヒートポンプパッケージ方式の数値が入っている。
持田会長	8.11-5頁がこの建物の話で、8.11-6頁は一般的な建物の話になっており、最終的な評価は8.11-5頁を使っているということか。
事業者1	そうだ。

持田会長	そうすると 8. 11-6 頁は何のためにあるのか。比較するためにあるのか。
事業者 1	8. 11-7 頁で、①、②で比較するためにある。
持田会長	そうすると、これは結局この数字を見比べてくださいということか。そうすると商業施設は表 8. 11-11 の方が多い。商業施設が多いのは何故か。
事業者 1	今までの実績値も入っているところもあり、多くなっている。
持田会長	それは駅だから、開いている時間が長いだとか、そういう話か。
事業者 1	そうだ。運転時間も長い。
持田会長	わかった。ほかによろしいか。
	最後の方で、太陽光発電をやりたいけれども、やれるかどうか分からないとあったが、それは、このアセス審査会の場ではどのように考えたらよいものか。「ああ、そうですか」と言うしかないのか。もともと事業計画に書いてあったことだが。
事業者 1	そういう意味では、例えば何平米、何百平米という数字で、これだけの数量をこの場でお出しするとなると、ゼロにはならないと思っているが、どれだけの規模をやれるかという部分は設備投資になり、お金の問題に絡んでくるので、最終的には会社の意思決定を待たなければならず、約束できない数字を空約束みたいに書けないので、この場で出せない。だから目指すという部分でご了承いただけるなら、結果的にこれだけやれました、とご報告は出来ると思う。今ここでどれぐらいの数字だというのを出せと言われると、会社の意思決定を待たなければならない。
事務局（環境調整係長）	導入は間違いないのか。
事業者 1	導入はしたいと思っている。しかし、その部分についても会社の意思決定を待たなければならない。
持田会長	事業者は JR 東日本であり、JR 東日本に対してこの審査会は、導入が望ましいという話をしているわけである。だから、会社の意思決定がそれと独立になされるというのは違うのではないか。審査会でこのように言われたということが、会社の意思決定に反映しないとおかしいと思う。もともと事業計画にも書いてあり、再生エネルギーの利用を目指してくださいということはここで申し上げた。
	具体的にどこまで導入するかという話は、会社全体の事情があるだろうから、定量的に出すというところまでは言わない。
	ほかに何かあるか。よろしいか。
	それでは、追加のご質問、ご意見などあれば後ほど事務局に提出をお願いする。

	次回は、事務局に答申案を用意してもらい、それをもとに議論していただきたい。
持田会長	<p>【次第3 審議2】</p> <p>審議事項2は「(仮称)仙台市荒井南土地区画整理事業準備書について」である。今回が第2回目の審議となる。前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針を伺った上で、さらに審議を重ねる。次回は答申案の審議を行う予定である。</p>
事務局	<p>準備書に対する意見書の提出状況について申し上げる。(仮称)仙台市荒井南土地区画整理事業準備書は平成24年5月15日から1ヶ月間縦覧に供し、6月28日までが意見書の提出期間である。意見書の提出状況については後日事業者から報告を受けることになっている。</p>
事業者2	<p>前回審査会以降の指摘事項と対応方針については、事業者から説明する。</p> <p>(資料2、資料2-2について説明)</p>
持田会長	<p>では、ただいまの説明に対して委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いする。</p>
三上委員	<p>なお、希少な動植物の生息場所などが特定されるようなご発言をする場合には、まずその旨を申し出て欲しい。</p>
事業者2	<p>二つある。資料2の4頁のところで、先ほど注目すべき種については記述を変更するという話だったが、それは記録されているすべての種ということか。周りに同様の環境がたくさんあるから大丈夫だというような記述があった種の全てについて記述を変更するということか。注目すべき種と言っているのはすべての種と考えて良いか。</p>
三上委員	<p>すべての種である。</p>
	<p>了解した。それは安心した。</p>
	<p>もう一つは、資料2の5頁について。環境措置をもう少し検討していただくということはありがたい。ただ、農地に面して比較的樹高の高い林がまとまってあるのが現状であるが、事業によって、その距離が変わってしまう。</p>
	<p>現状では、こういう林分があるから小鳥がいる、そしてそういうところを猛禽がさらに利用できる、という環境が残っているのだと思う。その代償措置として例えば低い街路樹を並べても、代償措置にはならない。</p>
	<p>さまざまな状況があると思うが、検討する時に、なるべく、現状を維持する方向をまず目指し、それでもだめならば、街路樹等で代償措置を行うというように考えていただきたい。安易に街路樹を並べれば良いというようにしないよう、ご検討いただきたい。</p>
事業者2	<p>それは農地・水田との距離や、樹木の大きさというようなものについても可能な範囲で考慮するようにというご指摘でよろしいか。</p>

	その点については、出来るところ、出来ないところがあるので、可能な範囲で調整を進めていきたい。
風間副会長	地形・地質に関する指摘は、大部分は私のものであるが、それについてはしっかり対応していただいたと思う。
横山委員	事後調査は、区画整理の工事が終わってからのものだと思うので、事後調査の時期は家を建てるための工事が別途入っていることになると思う。区画整理事業の性格上、仕方ないことかもしれないが、家を建てる工事を行っている最中に、例えば動物や植物などの事後調査を行うのが、調査時期として本当に適切なのか。
	例えば、本来なら、ある程度落ち着けば戻ってくるようなものがたまたま家の工事をやっているために寄り付かず、観察出来ないという可能性もあると思う。そうすると、事後調査の結果を低くみてしまう可能性があるのではないか。もし、家の工事などが落ち着いてから再度、事後調査ができるのであれば、正確に評価が出来ると思う。ただ、事業の性格上、事後調査はこのように設定せざるを得ないということであれば仕方がない。その辺りは恐らく事業者だけでなく、仙台市にも検討いただきなければならない部分もあると思うが。
事業者 2	ご理解いただいているとおり、事業の特性上、事後調査を後ろ倒しにはできない。
	工事については、段階的に整備を行い、供用も段階的に行う。そのため、事後調査時期には、区域全てで建設工事が行われている状態ではないと思うが、植物や動物はなかなか戻ってこないかもしれない。しかし人が住み着き、市街地としての環境が成立していく時点の事後調査も意味があると考える。
持田会長	土地区画整理事業の事後調査というのは普通こういうもので、建物を建てている最中にやってしまうものなのか。
事務局（環境調整係長）	まず、環境影響評価の調査予測、また事後調査、これらは事業者が行うということが大きな前提である。土地区画整理事業の場合には、ある一定のところで事業者である組合が解散し、調査をすべき主体がいなくなってしまう。そこで、可能な限り解散の最後まで対応していただくように指導をしている。
持田会長	ほかに何か。
永幡委員	もしかしたら仙台市に聞いたほうがいいのかかもしれないが、航空機の騒音についてである。準備書 8.2-6 頁の表 8.2-7 では管内の平均の WECPNL で評価しているが、軍用の飛行場では平均ではなく、上から 10% のところで評価することになっている。つまり、日によって飛行回数が違う場合は、よりうるさいところで評価しないと住民の反応に合わないので、そこで評価することになっている。準備書を読む限り、何とか聞き取れる程度だと書いてあるの

	で、結果としては多分大きな問題ではないと思うが、評価の仕方として良くないのではないか。これは仙台市の資料自体も含めてあまりよくないのではと思う。
事務局（環境対策課長） 永幡委員	この霞ヶ浦飛行場に関しては主に飛ぶのがヘリコプターということもありこういった評価をしている。今のご意見等も検証しながら、精査していきたい。 大体何機ぐらい飛ぶのか、また多い日でどれくらい飛ぶのかという資料は残っていないのか。
事務局（環境対策課長） 永幡委員 持田会長	終日、測定しているので、台数等については確認できる。 だとしたら、その辺の評価も出来ると思うので、きちんと考えて欲しい。 ほかに何か。よろしいか。 それでは追加のご質問、ご意見があれば後ほど事務局に提出をお願いする。 次回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論していただきたい。
持田会長	【次第3 審議3】 それでは審議事項3の「(仮称)仙台市荒井西土地区画整理事業準備書について」である。
事務局	本案件は、震災復興のため特に緊急に手続きを実施する必要があるものとして、環境影響評価手続きの簡略化が認められ、方法書手続きの省略とともに、意見書提出期間を通常より1週間短縮することとしている。 事業を緊急に実施する必要から、準備書の審査会での審議も、通常3回を要するところだが、2回で答申を頂きたいと考えている。 なお準備書についての説明は事前に送付していることから省略させて頂く。 本案件については委員の皆さんから事前にご意見、ご質問が寄せられているので、その対応方針について事業者から説明する。
事業者3 持田会長	(資料3-2、資料3-3について説明) それでは、ただいまの説明に対して委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いする。 なお、希少な動植物の生息場所などが特定されるような発言をする場合には、その旨を申し出てほしい。
永幡委員	航空機の騒音について。軍用飛行場等の、1日の機数がばらばらなところでは、もう少しうるさいところのほうで評価しなければならないということが研究レベルで分かっている。また実際に、防衛庁等がセンターを書く時には、飛行機の機数が上から10%のところで書くというマニュアルもあるようだ。それを考えると、やはり一番多い132機のところで評価をした方が良い。

	L_{den} で評価しているので、1機当たりのエネルギーがわかれば、単純に足せば予測はできる。そこで計算した上で、やはり大丈夫だという評価をした方が良い。
事業者 3	さらに、もし仙台市かどこかで、一年の飛行機数が最大どこまでいくのかというデータがあるのなら、それも使用し、今までの実績でいくとこれくらいなので、最大これくらいになり得る、でも結果としては大丈夫な範囲だということをデータとして確認しておくということは意義があると思う。
風間副会長	検討する。
事業者 3	要約書の17頁の1行目で、盛土の量45万m ³ で、全て購入土とする方針であると書いてある。荒井南の準備書では、同様に盛土をするが、購入土とするということは明示的に書いていない。全て購入土とする方針であることをここに意図的に書くということは、例えば震災で出てきた土砂等は使用しないということを明示的に言っていることだと思うが、そういう方針で良いのか。
風間副会長	それを意図したわけではない。当初は現地で発生する土砂も使用することにしていたが、調整池の計画がなくなったので現地で発生する土砂を使用する計画がなくなったということである。
事業者 3	購入土を用いるということは、運搬車両台数に直結する。運搬車両台数の根拠をきちんと明示する必要があるので、全て購入土とするということを明示する必要があった。
風間副会長	よそから持ってくるという意味か。
事業者 3	そうだ。交通の根拠を示すために今回このように記載している。
風間副会長	つまり発生する土砂量で必要な土砂量をまかなえないので、よそから搬入するという意味で書いていると。
事業者 3	だから震災で発生したものを使わないというわけではない。
風間副会長	私の言いたいことは、発生土としての土量もあるので、使える部分はうまく使うという方針にしたほうが良いのではないかということだ。例えば購入土を遠くから持ってくれれば、その分の費用や環境に負荷がかかるわけなので、近くで発生したものをうまく使う方が良いのではないか。
事業者 3	別な事業で発生した土砂を利用するというニュアンスか。
風間副会長	そうです。この書きぶりだと、真新しい山を削ったものを購入して使用すると読めてしまう。
事業者 3	今のところ、近くで発生する土砂を利用するという想定が出来ないので、最悪のケースを想定して記載をした。
風間副会長	発生土として出たものを有効に、積極的に使うと書いた方が良い。
事業者 3	事業計画とすり合わせ、再検討する。

風間副会長	<p>それから、要約書 17 頁の液状化のところ。準備書を見ると 2~3m のところに薄い層があるが、先ほどの荒井南もそうだが、液状化対策を行う平面的な範囲と深さを、書けるならば書いたほうがいい。</p> <p>ちなみに本文ではサンドコンパクションパイル工法と工法まで指定してあるが、場合によっては違う工法が良い。例えば浅いところだけならば、浅層処理のほう良い。ここに工法まで記載する必要があるのか。もしそこまで検討しているのなら、範囲や深さを書くべきである。</p>
事業者 3	<p>一応、文章にはサンドコンパクションパイル工法「等」ということで若干の変更の余地を持たせた表現にしているが、ご指摘を参考に再度検討する。</p>
風間副会長	<p>それからもう 1 点。要約書の地盤沈下のところ、5 行目で、計画盛土高は約 4.20~6.10m で終息する」と書いてあるが、盛土高というと盛土の厚さと混同するので、これは標高であることを書いたほうが良い。</p>
風間(聴)委員	<p>仮設調整池の容量の計算はどのようにして行ったのか。</p>
事業者 3	<p>計算はしているが、今日は資料を用意していない。</p>
風間(聴)委員	<p>後で示して欲しい。雨量の話がどうなっているのか気になる。</p>
事業者 3	<p>了解した。</p>
風間(聴)委員	<p>仮設調整池はその後、どうするのか。埋めてしまうのか。</p>
事業者 3	<p>埋める。</p>
風間(聴)委員	<p>仮設調整池はコンクリートを張ったまま遮水壁にも土を盛るのか。</p>
事業者 3	<p>構造物的なものは全て仮設で、張るのもゴムマット等である。</p>
風間(聴)委員	<p>ゴムマットをはがし、そこに盛土するということか。</p>
事業者 3	<p>現時点は、そういう計画である。</p>
風間(聴)委員	<p>盛土するならば、さっきの話のように検討してほしい。あと、排水口はふさぐのか。</p>
事業者 3	<p>そうだ。</p>
風間(聴)委員	<p>出口も入口もふさぐということで、了解した。</p>
持田会長	<p>荒井南と西が続き、目につくことがいろいろあるので、詳しく書けるところはなるべく書いていただきたい。</p>
溝田委員	<p>資料 3-2 の 4 頁の、植物・動物・生態系の指摘事項 6 番のところで、「段階的な施工を行い、自発的な移動を促す」とある。市街地のある西側のほうから田園地帯のある東側に向かって行うということは理解できたが、(2) の時間的な部分がよくイメージできない。「4 年かけて実施していきます」とあり、4 年かけ、ゆっくりしていくから大丈夫というつもりで書いたのかもしれないが、最初に盛土したり造成したりと、地面を押し固めてしまうわけである。そう考えると最初の 1 か月くらいが勝負なのではないか。</p>

事業者3	全区域を一度にプレロードするわけではなく、プレロード自体も移動しながら行う。ただ、4年ということでは確かではなく、実質は3年ぐらいかもしれない。しかし最初の数箇月で全区域一度にプレロードするわけではない。
溝田委員	4年かけて、例えばAという箇所が全て終わったら、Bという箇所に全ての工事が移るというイメージか。
事業者3	重複は多少あるが、最初の数箇月、あるいは1年程度の期間でやってしまうということではなく、少なくとも数年ぐらいの、4年は大げさかもしれないが、2年程度の期間はとれると考えている。
溝田委員	了解した。
持田会長	問題になっていた居久根について、前向きに検討されており良かったと思う。要約書を見ると、いろいろなところで居久根に関する記述が出てくる。例えば要約書18頁の環境保全措置を見ると、「居久根の存続については、現状と同様に所有者の土地利用計画への意向にゆだねる」とある。また、「例えば杜の都の環境をつくる条例に規定された保存緑地制度等を活用するなどの手法を関係機関に働きかけ、所有者を支援していくことで当該居久根の永続的な保全をより確実なものにしていく」と、この文章が要約書ではあちこちに入っている。そうなんだと思っていた。しかし今日は予測の不確実性ということで、そこかしこに、「当該居久根の存続については現状と同様に所有者の土地利用計画への意向にゆだねられることから、現時点では予測の不確実性を含む」という文章があちこちに入っている。審査会に来る前は明るい気持ちでいたのが、少し後退したように感じたのだが、要約書に書かれているいろいろな措置がどれくらい見込みがあり、どれくらいの見通しを持っているのか。
事業者3	居久根については、事業計画の中では、区画道路による若干の改変はあるが、主要部分については残す計画としている。
持田会長	ただ、現状でも地権者の意向によってなくなることはあり得る。それと同じ状況が続くということで、事業では保全するが、それは必ずしも永続的な保全ではなく、事業者の責任から離れた範囲での保全ではない。それについては不確実性ということで扱うように事務局にご指導いただいた。
百年の杜推進課長	事業者にとってはそうだ。だからどちらかというと仙台市の考えということになるか。保存樹林制度というものが有効に活用されていくのか。 (当日資料配布)
百年の杜推進課長	百年の杜推進課長の遠藤です。
	居久根の永続的な保全が難しいという話であった。市の、杜の都の環境をつくる条例の中に保存樹林制度というものがある。区画整理事業の中で居久根が保全出来るような形で残していただいたので、この制度を活かすような

持田会長

形で地権者の方とも今後お話ししていきたいと考えている。

これは仙台市で考えている配布資料の図にあるような制度だが、ほかにも都市緑地法の中に市民緑地制度というものがあり、その活用についても現在検討している。

また今週の月曜日に杜の都の環境をつくる審議会から、緑の総合的な計画である緑の基本計画の答申がなされた。その中でも居久根に関する内容がかなり盛り込まれている。田園風景の維持ということで、農地の居久根を守るということをうたっている。また東日本大震災で被災した居久根の再生もうたっている。

居久根の保全について、こういうものと合わせ、今回、区画整理事業の中では保全していただき、所有者の方と相談して、より永続的な保全の方策を検討していきたい。

という、力強いコメントであるということで理解してよろしいか。

今、配布した資料について何か説明はあるか。保存樹林については、以前もこの審査会でご紹介いただいた資料だと思うが。

以前ご紹介した時と同じ資料である。

事務局（環境
調整係長）

保存樹林制度の内容で、杜の都の環境をつくる条例第19条に基づいて、ふるさとの緑として指定し保全していく制度だという内容になっている。

まず指定のための条件がある。また、保存樹林制度の特徴としては、樹林の管理は所有者が管理を行うということ、樹林の保全については所有者と市が協定を締結すること、それから、樹木保存区域の税の軽減といった支援策が受けられること等がある。

これについては平成18年度に2か所程、市街地の居久根、屋敷林という呼び名もあるが、指定しているところがある。

このような形で居久根を保全していくことを検討をしているところである。

若林区の別の地区では、既に、保存樹林制度を使って居久根を保全していくと地権者と話を進めているところもある。

横山委員

今回は居久根が保存されることを前提に移植等の代償措置を考えているが、可能性として、万一、居久根が伐採される時には、また別の措置を考えるという話になってくると思う。居久根がどうしても保存されないということがあった場合、単純に、隣接する公園に移植するということ以外の保存方法を別に考える必要がある植物種も中にはあると思う。例えば仙台市の野草園のような所に、とりあえず植物だけ引き取ってもらい、遺伝資源のような形にしかならないかもしれないが、残してもらうだとかいうことも別途考えなければいけないと思う。可能性がある複数の代償措置を記載すべきである。

事業者 3	ご意見を参考に検討する。
持田会長	<p>今、紹介があったように、仙台市の新しい緑の基本計画が最近受理され、その中で居久根を保全する話がいろいろ出ている。一方で、こちらの審査会で居久根がなくなるかもしれないという話があり、大変心配したが、何とか踏みこたえて良かった。</p> <p>この保存樹林制度というのは、基本的には所有者が申請する制度だが、それをもう少し積極的に、市として働きかけていくという考えだと理解した。</p> <p>もう一つ、当日配付資料があるが。</p>
事業者 3	<p>当日配付資料とある、A4 資料について説明する。</p> <p>居久根の保全に関する協議等の内容を記載した。仙台市の公園課、百年の杜推進課との協議の概要を記載している。</p> <p>また、居久根の地権者に、保全の意向があるかどうか等のヒアリングをした。Aさんは、自宅を新築することもあるので、保全するかどうか決めかねているというような話であったが、Bさん Cさんについては現状のまま、あるいはどちらでもよいという回答を得た。</p> <p>それから、2 頁目の下から本事業の景観・自然との触れ合いの場・文化財の項目の予測評価に関連して Cさんにヒアリングをした内容について参考までに記載している。居久根の保全可否にかかわらず、居久根とどのように接しているかということもあわせて参考としてつけた。</p> <p>おもしろい。</p>
持田会長	
安井委員	<p>この資料の 4 ページに、「各宅敷地境界の樹木の少ない（水路）部分を通します。」とあり、「道路を変更します」とあるが、この図は道路を変更した後ではなくて、現状か。</p>
事業者 3	<p>居久根の改変面積を極力少なくするため、当初予定していた道路の配置を変え、出来るだけ多く居久根の樹林を保全出来るように修正した。この図は準備書のものから修正する方針だということを示している。</p>
安井委員	今ここに載っているのはこれから修正しますという図か。
事業者 3	そうだ。評価書では、この図に差し替える。
安井委員	そうすると、この資料 2 頁の航空写真のような道路に大体なるのか。
事業者 3	そうだ。
安井委員	合わせて見るのがなかなか難しいが。了解した。
持田会長	<p>居久根の話は、なるべくここに示されたような方向でうまく話が進んでいくことを期待している。</p> <p>それでは、追加のご質問、ご意見などがあれば後ほど事務局に提出をお願いする。</p>

	次回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論をしたい。
持田会長	<p>【次第4 報告1】</p> <p>次第4報告に入る。</p> <p>「仙台市新墓園建設事業（第2期）に係る環境影響評価事後調査報告書（第1回）案」については非公開とするので、委員、事務局、事業者以外の退出をお願いする。</p>
	《傍聴者等退出 以後非公開》
事務局	<p>【次第5 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加意見聴取 本日審議した事業について追加意見 7月3日（火）夕方5時までに事務局まで ・次回審査会 7月25日（水）13:30～ <p>予定案件</p> <p>（仮称）仙台駅東口開発計画環境影響評価準備書（3回目）</p> <p>（仮称）仙台市荒井南土地区画整理事業環境影響評価準備書（3回目）</p> <p>（仮称）仙台市荒井西土地区画整理事業環境影響評価準備書（2回目）</p>
事務局	<p>【次第6 その他】</p> <p>特になし</p>
事務局	<p>【次第7 閉会】</p> <p>《審査会終了》</p>

平成 24年 10月 22日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 持田 実



仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 猪山 了



